身体拘束廃止に関する指針

医療法人社団　平成会

身体拘束廃止に関する指針

１．身体拘束廃止に関する基本的な考え方

医療法人社団　平成会は、身体拘束が利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものと考えます。ゆえに、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、 職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

２．拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体拘束および対応的拘束を言います。

（１） 身体拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。

① 安全ベルト・紐等を使用し、車椅子に固定すること
② 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
③ ベッド柵を４本使用し、ベッドから降りられないようにすること
④ 介護服を使用し、着脱の自由を制限すること
⑤ ミトン型手袋等をはずせないように、手首を固定すること
⑥ 日常生活を営むのに必要な居室等の入り口を塞ぎ、自由に出入りができないようにすること
⑦ 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること

（２） 対応的拘束とは、利用者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。

① 利用者に威圧的な言動、対応をすること
② 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等をすること

３．日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、「利用者を転倒による骨折やけが等の事故から守る」「点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ」「オムツを外しての不潔行為を防ぐ」「他の利用者への暴力行為を防ぐ」等と言われてきました。しかし、「拘束」され、制限された生活の中で利用者の活動性は確実に低下し、廃用症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「寝たきり状態を作り出します。利用者が人間らしく活動的に生活するために、下記の点に努めます。

（１） 利用者の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した対応

問題行動等といわれる行動・行為には、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアをする職員の関り方や環境にも問題がある場合があります。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するようなケアを検討します。

（２） 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束しない介護」の工夫を検討

基本的ケアを十分に行い、生活のリズムを整えることが重要で、①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動するという５つの基本事項について、その人にあった十分なケアを徹底します。

（３） 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備。

４．緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人又はその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言い、利用者本人にとっての状態であり、事業所側ではありません。

（１） 緊急やむを得ない場合の例外三原則

以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
※ 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件全て満たすことを必要とします。

５.「身体拘束」を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

（１） 第一に他の代替策を検討。

（２） 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討。

（３） 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぐ。

（４） 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡。

（５） 事前もしくは事後すみやかに、施設長・介護支援専門員・介護職員・看護師・生活相談員・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、対応方針を確認し、ケアプランを作成。

（６） 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等を記録。

６.「身体拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は、以下の方法により行います。

（１） 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法で行います。

（２） 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。

（３） 「身体拘束」を行っている期間中は、別紙記録用紙にて状況を記録します。

（４） 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

７．記録等

「身体拘束」を行う際は記録を作成することとし、利用者との契約終了後５年間保管します。

（１）「身体を拘束し行動制限を行っているとき、及び「身体拘束」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のけがや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作成します。

（２）利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。

８.「身体拘束廃止委員会」の設置

施設内に、「身体拘束委員会」を設置します。

（１） 委員会は次に掲げるものをもって構成します。

① 施設長

② 看護リーダー

③ 介護リーダー

④ 介護支援専門員

⑤ 支援相談員

⑥ 栄養士

⑦ その他施設長が必要と認めるもの

（２） 委員は施設長がこれを任命します。

（３） 委員長は委員の中から選出します。

（４） 委員会の活動

① 委員会は原則として３か月１回以上開催します。

② 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。

③ 事例をもとに、代替策の検討を行い、利用者のサービスの向上に努めます。

④ 各職種、各業務、日常的ケアの見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。

⑤ 身体拘束廃止に向けての取り組みの実施・指導に関することの確認を行います。

⑥ 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る。」ために、職員の教育・研修を行います。

⑦ 身体拘束に関連する事故などに対応した、適切な事後処理の確認を行います。

⑧ その他身体拘束に関し必要と認められる事項。

９．身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

（１）目的

施設の職員に対する、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行及び本指針に基づく身体拘束廃止への取り組みの徹底

（２） 内容

① 全職員を対象とした研修

全職員を対象に、身体拘束廃止委員会の作成する研修プログラムのもと研修を行うほか、啓発活動として、随時資料の回覧、掲示

② 新規採用者を対象とした研修

③ その他必要な教育・研修の実施

１０．利用者及び家族への説明

（１） 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「けがの予防」であっても「拘束しない介護」を目指します。

（２）「拘束しない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やけが等の事故が発生する可能性がありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みを説明し協力を得ます。

（３）身体拘束廃止を広く周知する為、重要事項説明時に説明を行い、同意を得ます。

１１．身体拘束廃止に向けての数値目標

身体拘束廃止の数値目標は、「ゼロ」の維持とします。

１２．身体拘束廃止に関する指針の閲覧

身体拘束廃止に関する指針はホームページの掲載等により閲覧に供するものとします。

私は、上記の説明を受け、以下のことについて同意します。

１．この要領に基づいて、「拘束をしない介護」の取り組みに同意します。

２．この要領に基づく手続き・方法によって、緊急やむを得ない場合は、「身体拘束」を行うことに同意します。

緊急やむを得ず拘束する場合の手順

１．「緊急やむを得ない場合」とは
予測し得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するために応急的に対応すること。

２．実施する際の手順
「身体拘束行動制限についての取り扱い要領」に従い行う。

（A）日中の場合
①各ユニットで緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成する。
②カンファレンスの参加者は、施設長、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、家族等の出席で行う。
③カンファレンスの内容については「身体拘束に関する記録」に記入し、提出する。

（B）夜間帯（１７：００～翌８：３０）の場合
①次の手順に従って、体制をとる。
ア、同ユニットで対応
イ、他ユニットへの応援を依頼
ウ、必要に応じて施設長、事務長、介護長、看護長に連絡。
※調整は同ユニットの夜勤職員が行う
②翌朝、（A）の手順にしたがいカンファレンスを行う

（C）「緊急やむを得ず拘束をする場合」の取り組み
①一週間単位で検討を行う
②最長４週間までとし、それ以上になった場合は「慢性疾患」「日常的な状況」と考え、再度カンファレンスを開催し、治療及び対応方針を検討する。

「身体拘束」に関する記録

「身体拘束」発生日：　　年　　月　　日
カンファレンス開催日：　　年　　月　　日
記入者：

利用者氏名	様		ユニット　　号室		
原因となった利用者の身体的・精神的な状況または事態					
代替案の検討内容及び実施状況					
拘束等の内容・方法・　場所					
実施開始時間	年　　月　　日（　　）　　時　　分				
実施終了時間	年　　月　　日（　　）　　時　　分				
実　施　者		立会人		終　了 判断者	
責任者への連絡	年　月　日 時　　分	責任者 氏　名		連絡者 氏　名	
家族等への連絡	年　月　日 時　　分	家　族 氏　名		連絡者 氏　名	
カンファレンス参加者					
検討内容					
今後の方針					
施設長の判断					

【具体的な行為ごとの工夫とポイント】

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為	身体拘束をしない工夫とポイント
徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	・徘徊そのものを問題と考えるのではなく、そのような行動をする原因・理由を究明し、対応策をとる ・転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える ・スキンシップを図る、見守りの強化・工夫など、常に関心を寄せておく。
転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む	・自分で動くことの多い時間帯やその理由を究明し、対応策をとる ・機能訓練や栄養状態の改善を図ることにより、全体的な自立支援を図る。 ・転落しても骨折やけがをしないような環境を整える ・見守りの強化・工夫など、常に関心を寄せておく
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	・点滴・経管栄養等に頼らず、口から食べられないか、十分に検討する ・点滴・経管栄養等を行う場合、時間や場所、環境を選び適切な設定をする ・管やルートが利用者に見えないようにする ・皮膚をかきむしらないよう、常に清潔にし、かゆみや不快感を取り除く
車椅子・いすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する	・車椅子に長時間据わらせたままにしないよう、アクティビティを工夫する。 ・機能訓練や栄養状態の改善を図ることにより、全体的な自立支援を図る ・立ち上がる原因や目的を究明し、それを除くようにする。 ・体に合った車椅子やいすを使用する。 ・職員が見守りやすい場所で過ごしてもらう。
脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる	・オムツに頼らない排泄を目指す ・脱衣やオムツはずしの原因や目的を究明、それを除くようにする ・かゆみや不快感を取り除く ・見守りを強化・工夫すると共に、他に関心を向けるようにする
他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する	迷惑行為や徘徊そのものを問題と考えるのではなく、原因や目的を究明し、それを取り除くようにする 見守りを強化・工夫すると共に、他に関心を向けるようにする